
プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについての再提案

I. 本資料の目的

1. 本資料では、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いに関する ASBJ 事務局の追加的な分析及び再提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. これまでの経緯

2. 第 524 回企業会計基準委員会等¹では、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券について、予想信用損失モデルの適用対象としつつ、予想信用損失を算定する実務上の対応等について補足文書に記載することを事務局より提案し、当該提案を支持する意見と金融商品の分類及び測定に関する議論と合わせて検討すべきとの意見が聞かれた。
3. 第 221 回金融商品専門委員会（2024 年 6 月 25 日開催）では、財務諸表作成者における信用リスクの管理手法との整合性や実務上の課題等をより精緻に把握するため、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関等の代表者²に出席いただき、前項の ASBJ 事務局の提案に関する見解及びご意見を伺った。
また、第 529 回企業会計基準委員会（2024 年 7 月 16 日開催）では、第 221 回金融商品専門委員会におけるステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関等の代表者への意見聴取について報告を行うとともに、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関等の代表者にオブザーバーとして出席いただき、質疑応答を行った。
4. 第 531 回企業会計基準委員会等³では、これまでの審議において聞かれた意見を踏

¹ 第 524 回企業会計基準委員会（2024 年 4 月 22 日開催）及び第 216 回金融商品専門委員会（2024 年 4 月 8 日開催）を合わせて「第 524 回企業会計基準委員会等」という。

² 第 529 回企業会計基準委員会及び第 221 回金融商品専門委員会では、一般社団法人全国地方銀行協会及び一般社団法人第二地方銀行協会の代表者に出席いただきご意見等を伺った。

³ 第 531 回企業会計基準委員会（2024 年 8 月 20 日開催）及び第 223 回金融商品専門委員会（2024 年 8 月 8 日開催）を合わせて「第 531 回企業会計基準委員会等」という。

まえ、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについて、ASBJ事務局の追加的な分析及び再提案をお示しし、ご意見を伺った。

5. 本資料では、前項の第531回企業会計基準委員会等で聞かれた意見を踏まえ、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについて、ASBJ事務局のさらなる分析及び再提案をお示しする。なお、会計基準の開発の範囲に関する議論であるため、本資料における分析及び再提案は、ステップ3からステップ5のすべてに共通するものである。

III. ASBJ事務局の追加的な分析

(第531回企業会計基準委員会等での事務局の提案及び聞かれた意見)

6. 第531回企業会計基準委員会等では、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券について次のとおり提案していた。
 - (1) 満期保有目的の債券及び貸付金の代替として銀行等金融機関が引き受けて保有する債券（以下「貸付金代替性債券」という。）については、ステップ3、ステップ4及びステップ5のいずれにおいても予想信用損失モデルの適用対象とする。
 - (2) 満期保有目的の債券については、格付会社が公表する情報等を活用して予想信用損失を算定する実務上の対応等について補足文書に記載し、また、ソブリン債など信用力の高い債券について予想信用損失の額に重要性が乏しいと考えられ、その結果、実務上、予想信用損失がゼロとされる場合がある旨を補足文書に記載する。
 - (3) 貸付金代替性債券の分類及び測定については、ステップ3及びステップ4のいずれにおいても、貸付金と同様の会計処理となるように、時価をもって貸借対照表価額とせず、その他有価証券の範囲から外して、満期目的保有の債券と同じ測定とする。この場合、貸付金代替性債券に関連する手数料についても、ステップ2及びステップ4で提案した貸付金に関連する手数料に関するオプションを適用できるようにする。また、管理体制の変更に関する実務負担の懸念に関しては、十分な準備期間を確保するように適用時期を設定することにより対応する。
 - (4) その他有価証券に分類される債券のうち貸付金代替性債券以外の債券については、ステップ3、ステップ4及びステップ5のいずれにおいても、金融商品

の分類及び測定の見直しに関する議論を行うまでの間、現行の金融商品会計基準等⁴における取扱いを踏襲する。この点、現行の金融商品会計基準等における減損の定めを踏まえると、できるだけ早期に金融商品の分類及び測定の見直しに関する議論を開始することが必要であると考えられる。

7. 前項の提案について、第 531 回企業会計基準委員会では次の意見が聞かれた。

(1) 保有目的によって、予想信用損失モデルの適用対象とするかどうかを分けるのは適切でないとする。満期保有目的の債券であっても、その他有価証券に分類される債券であっても、事後的に信用リスクが悪化する可能性があるという点は同様であるとする。むしろ、満期保有目的の債券の多くは信用リスクが限定されており、予想信用損失が発生するとしても相当程度限定されると考えられる。このため、満期保有目的の債券は予想信用損失モデルの適用対象とし、その他有価証券に分類される債券は予想信用損失モデルの適用対象としないという提案は、経済合理性の観点からは説明が難しいとする。

(2) 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについて、金融商品の分類及び測定の見直しに関する議論の中で検討を行う場合、株式の減損に関する議論が含まれることになり、より難しい議論となることが想定される。このため、安易にこの議論を先延ばしせず、金融資産の減損に関する会計基準の開発のプロジェクトの中で可能な範囲で検討を進めるのが良いとする。

8. 前項のとおり、保有目的によって予想信用損失モデルの適用対象とするかどうかを分けることの経済合理性の観点や金融商品の分類及び測定の見直しの議論の観点から意見が聞かれていることから、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについて、金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発の進め方との関係を踏まえ、大局的な観点で分析を行うことが考えられる。

(プロジェクトの進め方)

9. 会計基準の開発に着手するか否かの検討において、第 419 回企業会計基準委員会(2019 年 10 月 25 日開催)では、次の進め方が考えられると提案していた。

(1) まず減損の中心的な課題である金融機関における貸出金に関する減損の検討

⁴ 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」及び移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

を行う。

同時並行的に、本資料の第 31 項⁵に記載した分類及び測定と減損の定めの関係（IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）における減損の適用と日本基準の貸倒引当金の設定の対象範囲）の整理を行う。

(2) その後、分類及び測定に関する会計基準の開発に着手するか否かを決定する。

仮に分類及び測定全体に関する会計基準の開発に着手しないこととなった場合には、IFRS 第 9 号の減損の適用範囲（貸出金など債権の他、満期保有目的の債券やその他有価証券のうちの債券、ローン・コミットメント及び金融保証契約等）に合わせて限定的な分類及び測定及びその他の開発（例えば、減損の対象とする債券の範囲、貸出金など債権や債券の実効金利法やローン・コミットメント及び金融保証契約の測定など。）を行うか否かを決定する。

10. 前項の進め方は、金融商品の減損に関する適用範囲が国際的な会計基準と大きく異なるないように、分類及び測定に関する会計基準の開発に着手しない場合であっても、限定的な範囲で金融商品の分類及び測定を見直すことが含意されていたと考えられる。
11. この点、現時点において金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発に着手するか否かの意思決定は行われていない。
12. 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いと金融商品の分類及び測定の見直しについて複数の進め方が考えられるが、上述の金融商品に関する会計基準の開発の経緯を踏まえると、現実的な組み合わせとしては次の 3 つの組み合わせに絞られると考えられる。

	減損	分類及び測定
案 1	満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券すべてを減損プロジェクトの対象としない	分類及び測定の見直しに着手することをあわせて意思決定する
案 2	満期保有目的の債券及び貸付金代替性債券を減損プロジェクトの対象とする	早期に分類及び測定の見直しの着手に関する議論を開始する

⁵ 第 419 回企業会計基準委員会（2019 年 10 月 25 日開催）審議事項(4)-2 参照。
https://www.asb-j.jp/wp-content/uploads/sites/4/20191025_09.pdf

案3	満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券すべてを減損プロジェクトの対象とする	今後、分類及び測定の見直しに着手するか否かを決定する
----	--	----------------------------

案1について

13. 案1は、減損プロジェクトにおいて、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券すべてを減損プロジェクトの対象外とし、分類及び測定の全般的な見直しを行うとした際に満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の減損について予想信用損失モデルに移行する進め方である。
14. 案1を採用する利点としては、仮に金融商品の分類及び測定的全般的な見直しについて IFRS 第9号をベースとして行った場合には、分類に応じて償却原価（含む、FVOCI）又はFVPLで測定され、償却原価で測定される金融商品に予想信用損失モデルが適用されるとして、金融商品の減損と分類及び測定に関してより首尾一貫した会計基準とすることができる可能性があることが挙げられる。
15. 一方、案1を採用した場合、次の観点から課題が生じると考えられる。
 - (1) 金融商品の分類及び測定の見直しに着手することの意思決定
 - (2) 現行の金融商品会計基準等における有価証券の減損モデル
16. まず、前項(1)について、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券について減損プロジェクトの対象としない場合、金融商品の減損に関する適用範囲が国際的な会計基準と大きく異なることになることから、減損プロジェクトが完了したことにはならないと考えられる。このため、「満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券すべてを減損プロジェクトの対象としないこと」と「金融商品の分類及び測定の見直しに着手すること」は不可分な組み合わせとして考える必要があると考えられる。ここで、金融商品の分類及び測定の見直しに着手することを意思決定した場合、事業モデル要件及び契約キャッシュ・フロー要件に基づく分類を取り入れるかどうかなど、より複雑かつ広範な論点について検討する必要が生じると考えられる。

しかしながら、これらの論点について利害関係者の意見は様々であり、金融資産の分類及び測定について IFRS 第9号の定めを取り入れた場合には金融商品の管理手法や会計処理への影響が甚大になると考えられることから、金融機関以外を含む多くの利害関係者から慎重に意見を聴取する必要があると考えられ、現時点で金融商品の分類及び測定の見直しに着手することをあわせて意思決定することは難し

いと考えられる。

17. 次に、本資料第 15 項(2)については次の課題が見受けられており、案 1 を採用した場合には、これらの課題が長期間にわたって解決しないと考えられる。

(1) 現行の金融商品会計基準等では時価が著しく下落したときに、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理を行うとしている。このため、現行の金融商品会計基準等における有価証券の減損モデルは、時価が著しく下落するまでは損失を計上しないため損失認識が遅いという課題があり、また、将来予測情報に基づいて将来の景気悪化等の影響を織り込むモデルとなっていないためさらに損失認識が遅いという課題があると考えられる。

(2) 契約上のキャッシュ・フローの回収を目的に保有している債券については、売却によるキャッシュ・フローは無関係であるため、時価の下落をもって減損損失を認識することは必ずしも適切とはいえないと考えられる。この点、昨今の金利上昇により債券の時価の下落率が 50%を超える可能性が生じており、一部の利害関係者からは喫緊の課題であるとの意見が寄せられている。

案 2 について

18. 案 2 は、第 531 回企業会計基準委員会等において事務局から提案した案であり、満期保有目的の債券及び貸付金代替性債券について減損プロジェクトの対象とし、その他有価証券に分類される債券のうち貸付金代替性債券以外の債券については金融商品の分類及び測定の全般的な見直しとともに検討を行う進め方である。

19. 債券については、元本及び約定利息といった契約上のキャッシュ・フローを回収するシナリオと売却によりキャッシュ・フローを得るシナリオがあると考えられる。案 2 は、前者のシナリオを想定するのが適切と考えられる金融商品（満期保有目的の債券及び貸付金代替性債券）については、信用リスクにのみ焦点を当てて減損を検討するのが適切と考えられるとして減損プロジェクト対象とする一方、後者のシナリオも含めて想定するのが適切と考えられる金融商品（その他有価証券に分類される債券のうち貸付金代替性債券以外の債券）については、その他有価証券という分類の位置付けに関する議論と関連することから、減損プロジェクトの対象外として金融商品の分類及び測定の見直しとともに検討を行うとするものである。

20. この場合、その他有価証券に分類される債券のうち貸付金代替性債券以外の債券については、金融商品の分類及び測定の見直しに関する議論を行うまでの間、現行の金融商品会計基準等における取扱いを踏襲することとなり、金融商品の減損に関す

る適用範囲が国際的な会計基準と一定程度異なるため、利害関係者より減損プロジェクトが一部完了していないと捉えられる可能性があると考えられる。このため、その他有価証券に分類される債券のうち貸付金代替性債券以外の債券に関して、できるだけ早期に金融商品の分類及び測定の見直しに関する議論を開始することが必要であると考えられる。

21. ここで、案1との違いは、案2では信用リスクにのみ焦点を当てることが適切と考えられる満期保有目的の債券及び貸付金代替性債券について予想信用損失モデルの適用対象とすることから、現行の金融商品会計基準等における減損モデルの課題に一定程度対応したこととなる点であると考えられる。したがって、できるだけ早期に金融商品の分類及び測定の見直しに関する議論を開始する必要があるものの、案1のように金融商品の分類及び測定の見直しに着手することをあわせて意思決定するまでの必要性は必ずしもないと考えられる。
22. なお、仮に案2で進めるとした場合、貸付金代替性債券の定義に関して、第531回企業会計基準委員会等において次の意見が聞かれており、検討が必要と考えられる。
 - (1) 貸付金代替性債券を明確に定義することができるか検討が必要である。
 - (2) 貸付金代替性債券の定義については、原則ベースのアプローチを志向し、検討を進めるのが望ましい。
23. この点、様々な形態があり得ることから、前項(2)の意見を踏まえ、原則ベースで定義する方向性で検討を進めることが考えられる。例えば、「私募債として発行され、実質的に貸付金の代替として銀行等金融機関が引き受けて保有する債券」といった原則ベースで定義した上で、例示として「銀行等金融機関が総額引受人として引き受けて保有する債券」を挙げることをスタートラインとして検討を進めることが考えられる。

案3について

24. 案3は、減損プロジェクトにおいて、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券すべてを予想信用損失モデルの適用対象とする進め方である。この場合、当初開発方針のとおり、今後、分類及び測定の見直しに着手するか否かを決定することが考えられる。
25. この点、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券すべてを予想信用損失モデルの適用対象とすることから、減損プロジェクトについては完了したものと考えられ、金融商品の分類及び測定の見直しに関して、減損プロジェクトとは

切り離して会計基準の開発に着手するか否かを決定することができると考えられる。

26. 一方、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券については、多くの金融機関では市場部門がリスク管理を行っており貸付金と同様の信用リスク管理体制は構築されていないと考えられることから、実務負担やシステム投資によるコスト負担が生じると考えられる。

(事務局の分析)

27. 上述の各案について、金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発の進め方との関係を踏まえ検討することが考えられる。

案1について

28. 案1は、本資料第9項及び第10項に記載したプロジェクトの進め方とは乖離するものであり、また、本資料第15項から第17項に記載したとおり、金融商品の分類及び測定の見直しに着手することをあわせて意思決定することの困難さ、及び現行の金融商品会計基準等における有価証券の減損モデルの課題が長期間にわたり解決しないという問題を踏まえると、案1を採用しないことが考えられる。

案2及び案3について

29. 本資料第21項のとおり、案2では信用リスクにのみ焦点を当てることが適切と考えられる満期保有目的の債券及び貸付金代替性債券について予想信用損失モデルの適用対象とすることから、現行の金融商品会計基準等における有価証券の減損モデルの課題について、減損プロジェクトにおいて一定程度対応することができると考えられる。
30. 一方、案2を採用した場合、その他有価証券に分類される債券のうち貸付金代替性債券以外の債券に関して、早期に金融商品の分類及び測定の見直しに関する議論を開始する必要があると考えられる。
31. 次に、案3は、本資料第9項及び第10項に記載したプロジェクトの進め方に沿うものであり、また、本資料第25項のとおり、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券すべてを予想信用損失モデルの適用対象とすることから、減損プロジェクトについては完了したものと考えられる。この場合、金融商品の分類及び測定の見直しに関して、減損プロジェクトとは切り離して開発に着手するか否かを決定することができると考えられる。このため、案3で進めるとした場合、分類及び測定の見直しに着手するか否かを決定するにあたり、時間をかけて利害関係

者の意見を聴取したうえで慎重に議論することができると考えられる。

IV. ASBJ 事務局の提案

32. 以上の事務局の分析を踏まえると、案2及び案3のいずれの進め方も採用し得ると考えられる。この点、案2及び案3のいずれによって進めるかについてご意見を伺いたい。

ディスカッション・ポイント

本資料第6項から第32項の事務局の追加的な分析及び再提案についてご意見を伺いたい。

以 上